

《正誤情報》

内閣府 政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(共助社会づくり推進担当)

「特定非営利活動法人の認証数等（活動分野別）」において、下記のとおり訂正いたします。
なお、本ホームページ上で公表している資料につきましては、既に訂正した内容で掲載しています。

● 2021/01/29時点

1-1. 2020年09月30日現在の法人数

法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
51,030	51,029

1-2. 法人の行う活動の分野（20分野別、複数回答）

号数	活動の種類	法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	29,897	29,896
第2号	社会教育の推進を図る活動	24,743	24,742
第3号	まちづくりの推進を図る活動	22,627	22,626
第4号	観光の振興を図る活動	3,643	3,643
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2,947	2,947
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	17,855	17,855
第7号	環境の保全を図る活動	13,270	13,270
第8号	災害救援活動	4,403	4,403
第9号	地域安全活動	6,248	6,248
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	8,609	8,608
第11号	国際協力の活動	9,835	9,834
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,729	4,729
第13号	子どもの健全育成を図る活動	23,517	23,516
第14号	情報化社会の発展を図る活動	5,757	5,757
第15号	科学技術の振興を図る活動	3,081	3,081
第16号	経済活動の活性化を図る活動	8,918	8,918
第17号	職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動	13,168	13,168
第18号	消費者の保護を図る活動	2,957	2,957
第19号	連絡、助言又は援助の活動	23,283	23,282
第20号	指定都市の条例で定める活動	283	283

1-3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
1個	5,423	5,423
2個	7,580	7,580
3個	8,762	8,762
4個	8,086	8,086
5個	6,502	6,502
6個	4,707	4,707
7個	3,183	3,182
8個	2,078	2,078
9個	1,362	1,362
10個	932	932
11個	639	639
12個	525	525
13個	279	279
14個	191	191
15個	155	155
16個	83	83
17個	284	284
18個	44	44
19個	173	173
20個	42	42